

社長のためのお勉強

令和元年9月1日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

60歳以上のシニア労働者にいかに活躍してもらうのか

わが国が直面している重要な政策課題であり、その背景には、労働力人口が減少するとともに、シニア労働者が大きな労働者集団に膨らんでいることがあります。

わが国の就業者数の構成を労働力調査で見ると、2018年時点で、全就業者6,664万人のうち60～64歳が7.9%、65～69歳が6.6%、70歳以上が6.3%であり、シニア労働者は既に就業者の5人に1人を占めています。

このことは、日本企業は「社員の5人に1人」がシニア社員の時代を迎え、「覚悟」をもってシニア社員の戦力化に取り組まざるをえない状況にあることを示しています。

シニア社員にとっても事情は同じです。定年後は余生の片手間で働くことが許される時代ではない。60歳を超えても職場の戦力として活躍するために、キャリアと働き方を作り直す「覚悟」が求められています。

しかし、企業の現状をみると、シニア社員を戦力化する人事管理の整備は遅れています。高年齢者雇用安定法により、企業は段階的ではあるが希望者全員を65歳まで継続雇用することを義務づけられて、実質的に「65歳定年制」時代を迎えています。

シニア社員の対応

- I・労働意欲を低下させる福祉的雇用はしないこと。
- II・賃金決定の大原則は仕事や成果に基づくこと。

郵送ではなくe-mailでの配信を希望される方はご連絡ください